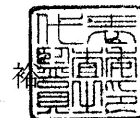


幸田町監査公示第4号

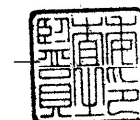
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和6年6月20日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 黒 木



記

- 1 監査の種別
財政援助団体等監査

- 2 監査の実施年月日
令和6年6月20日

- 3 監査の対象団体名、補助金等の名称及び金額並びに担当課

対象団体	補助金等の名称及び金額（千円）	担当課
幸田町小中学校PTA連絡協議会	幸田町小中学校PTA連絡協議会補助金 96	教育委員会 学校教育課
幸田町小中学校校長会	校長会負担金（小学校） 271	
	校長会負担金（中学校） 136	
	三河教育研究会負担金（小学校） 152	
	三河教育研究会負担金（中学校） 82	
日本ボーイスカウト愛知連盟 三河葵地区幸田第1・3団	教育団体活動促進補助金 100	教育委員会 文化スポーツ課
ガールズスカウト日本連盟愛 知県第114団育成会	教育団体活動促進補助金 50	
幸田町スポーツ協会	教育団体活動促進補助金 1,615	

- 4 監査の対象事項
令和5年度補助金等に係る出納その他の事務がその目的に沿って適正かつ効率的、効果的に行われているかを主眼に監査した。

- 5 監査の実施内容
幸田町監査基準に基づき、補助金等の交付関係書類及び監査調書について、あらかじめ担当課に提出を求め、補助金等の事務が関係法令に準拠し、かつ、交付要綱等に沿って適正に執行されているか等について、幸田町監査実施着眼点にある監査項目に照らし、担当課職員及び対象団体役員から説明を聴取して監査を実施した。

- 6 監査の結果
適正と認める。